

（仮称）小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委員会 委員用

意見・提案シート

◆委員会の検討内容（今回・次回以降）についてご意見・ご提案がありましたら、以下にご記入の上、地域福祉課にご提出ください。期日までに届いたものは、委員会で資料として配付します。

■委員会の話し合いで出しきれなかった意見や話だけではわかりにくかった内容を、下記全体の計画案書き換えの形で提出いたします。こちらの案の意見を取り入れ、事務局案の作成をお願いいたします。

・基本計画諏訪問案1015

・ゾーニングイメージ図1, 2

■市民検討委員会では総合相談窓口や市民協働センターのあり方など、各事業のあり方について検討しきれず、施設の設計の詳細を設計業者におまかせしてしまう前に、行政、各連携事業者、市民の3者で事業全体をもっとしっかり見直す必要があると感じています。

本委員会の成果は導入機能の確定という事にとどめ、さらに事業のあり方について検討する市民参加の委員会など、第三者機関が必要です。

市民協働を語る本施設の事業をしっかりと検討するため、基本設計と同時進行で市民参加も含めた、さらなる詳細な機能検討のための委員会などの設置を求めます。

■本計画の素案作成では、行政側で全体を統括、調整する部署が設置されておらず、その役割は福祉会館等担当課長一人にあったように見受けられます。そのため内容が縦割りになりがちで、全体の有機的な調整が不足しているように思います。本計画の基本理念にある縦割りをなくす包括的な事業を目指す第一歩として、今後本計画の詳細を詰めるために、全体を統括する担当部署の設置が必要ではないでしょうか。

■次回委員会への資料として

第3回委員会でご提案した障害者総合相談センターの機能として、

基幹相談支援センターの資料を添付します。（これは計画案に載せる希望ではなく、機能の説明用として資料添付を希望します）

以上、詳細については添付資料をご参照ください。

提出日 2017 年 10 月 16 日

氏 名 諏訪問千晃

（送付先）

小金井市福祉保健部地域福祉課 担当：山口

〒184-8504 小金井市本町6-6-3 連絡先：042-387-9915

FAX：042-384-2524 E-mail：s050101@koganei-shi.jp

(仮称) 子ども保健福祉総合センター

建設基本計画 (案)

(※機能にあった仮の施設名を考えてみました)

はじめに

小金井市福祉会館(以下「旧福祉会館」といいます。)は、昭和43年に「社会福祉活動を推進し、市民相互の親睦と福祉の増進を図り、市民文化の向上に寄与する」という目的のもと設置され、平成28年3月31日に耐震上の問題や施設の老朽化等により閉館しました。

建設当初は地域における福祉活動の拠点である地域福祉センター、高齢者に対する健康増進、教養の向上等を目的とした老人福祉センター、また、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とした公民館といった3つの主たる機能を持ち、その後の社会的ニーズに応じた機能の改廃のほか、社会福祉協議会を中心とした関係団体の各種事業を展開し、多くの市民の皆様から親しまれてきました。

築後40余年を経過した平成22年度に実施した耐震診断結果に基づく老朽化対策に向けた検討を行う中、平成26年度には、新たな施設を本町暫定庁舎用地に建設するとして(仮称)新福祉会館建設計画(案)(以下「旧建設計画案」といいます。)を策定し旧福祉会館を御利用いただいている市民の皆様を第一に考え、極力早期の竣工を目指すこととしました。

平成28年3月、旧福祉会館を閉館し、同年8月まで庁内プロジェクト・チームにおいて新たな案である庁舎建設予定地で市庁舎等と(仮称)新福祉会館を複合化整備することについての検証を行いました。同年10月、複合化整備については、それまでの市の検討内容をゼロベースで見直すこととし、旧建設計画案についても白紙としました。

同年12月、新庁舎及び(仮称)新福祉会館は、平成33年度竣工を目標とすることを表明しました。

平成29年1月から3月まで、市では(仮称)新福祉会館建設計画の基本計画素案づくりの第一段階として、市の福祉保健施策の中心を担う福祉保健部内で検討を重ね、同年4月に(仮称)小金井市新福祉会館建設に関する庁内検討委員会を設置、福祉保健部の検討結果報告書に基づき、(仮称)新福祉会館に求める基本理念、建設場所、建設規模、機能等に関する調査、検討を重ね、(仮称)小金井市新福祉会館建設基本計画(素案)を策定しました。

庁内検討にあたっては、多くの市民が利用する市域の西側に位置する保健センターの利便性を高めることも視野に入れ、閉館した旧福祉会館の機能を回復する事をふまえて、現在の各種事業、業務の見直しを行いました。

さらにその素案を元に市民の意見を取り入れるため、平成29年7月に市民検討委員会を発足し、検討結果を本案をとりまとめました。本案では導入機能や基本理念に沿った名称とするため、計画案名称を「(仮称)福祉保健総合センター」建設基本計画(案)と改めました。

市民検討委員会では、本案にさらにより広い市民の意見を反映させるため、このたびパブリックコメントを募集いたします。

※冒頭部分が長すぎるので、経過のみにしてシンプルにしてはどうでしょうか。

■建設場所について

庁舎建設予定地（蛇の目ミシン工場跡地）

1.建設場所概要【建設予定地の概要】

所在地 番	小金井市中町三丁目 1957 番 7、1957 番 9 及び 1957 番 9 小金井市緑町五丁目 1957 番 17	
敷地面積	11,252.05 m ²	
法規制	用途地域	準工業地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	日影規制	4 時間、2.5 時間（測定面 4 m）
	高度地区	第 2 種高度地区
	鋸火指定	準防火地域
（参考数値）	建築面積（許容限度）	6,751.23 m ²
	容積対象面積（許容限度）	22,504.10 m ²

（地図）

2.建設場所検討経過

(仮称)子ども保健福祉総合センターは、本市における地域共生社会を実現するための拠点を目指すため、以下の観点から候補地について検討を行いました。

- あらゆる市民に親しまれる施設とするため、市域のいずれのエリアに偏らないことが望ましい
 - 市民サービス向上の視点から、福祉と保健に関する総合的な相談機能は、申請手続等の受付窓口と近接していることが望ましい
 - 福祉関連施設を利用する方の交通手段として「自動車」は欠かせないところであり、一定のオープンスペースの確保が見込める立地であることが望ましい
 - 発災時の体制として、災害ボランティア拠点は災害対策本部等と緊密な連携が可能であることが望ましい
-
- 市のほぼ中央に位置する
 - (仮称)子ども保健福祉総合センターの実施事業、機能等をより向上させるためには庁舎機能との連携が重要
 - 車でのアクセスが容易である必要があり、建設場所に接する道路は重要
 - (仮称)子ども保健福祉総合センターは、子ども関連施策の活用を見込むことから徒歩・自転車又は公共交通を利用することも想定

これらの要件を満たす建設場所として、(仮称)子ども保健福祉総合センターの建設場所は、庁舎建設予定地(蛇の目ミシン工場跡地)が最適であると結論づけました。

■施設建設基本方針

1.計画における位置付け

市では、第4次小金井市基本構想(計画期間:平成23年度(2011年度)から平成32年度(2020年度)まで)において、平成32年度における本市の将来像を「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ 小金井市」とし、この実現に向けて4つの施策の大綱を定めました。

また、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする後期基本計画では、「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち」(福祉と健康)の施策の大綱の中で、地域の福祉活動の推進のため(仮称)新福祉会館の整備を図ることを主な取組として位置付けています。

市では平成29年3月、国における「インフラ長寿命化基本計画」の地方公共団体における行動計画の位置付けとなる「小金井市公共施設等総合管理計画」を策定しました。この計画は、市の最上位計画である「小金井市基本構想・基本計画」の将来像を公共施設マネジメントの面から達成する施策分野にあたるもので、(仮称)小金井市新福祉会館建設基本計画は、個別施設計画に位置付けられます。

(※所沢の基本計画のような位置づけの図)

2.社会福祉施策の動向

戦後、日本の公的福祉サービスは、高齢者・障がい者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展に寄与してきました。

しかし、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援新制度など、各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などによって、既存の縦割りのシステムには課題が生じていることが指摘されています。

具体的には、制度が対象としない生活課題への対応や、複合的な課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。また、今後は地

方圏・中山間地方を中心に高齢者人口も減少し、行政やサービス提供側の人材確保の面から、従来どおりの縦割りでサービスを全て用意するのは困難となってくることも予想されます。

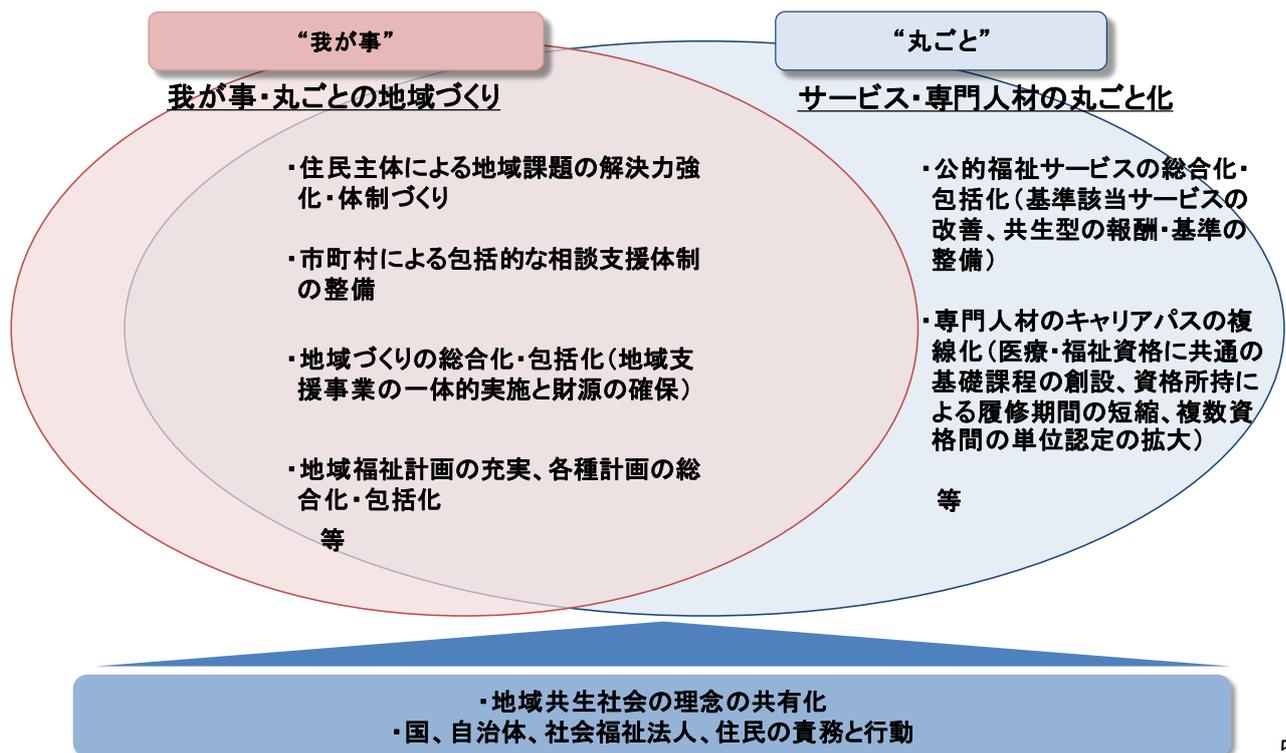
このような課題認識のもと、厚生労働省は、平成27年9月、誰もが支え合う地域の構築に向けた新しい福祉サービスを実現するため「、新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を示しました。

このビジョンにおいては、包括的な相談から見立て、支援調整の組立て、必要な社会資源の開発を行う包括的な相談支援システムや、高齢、障がい、児童等の福祉サービスを総合的に提供できる仕組みの構築によって、さまざまなニーズに対応する新しい包括支援体制の確立を目指すとしています。

さらに、平成29年2月には、厚生労働大臣を本部長とする「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部において、「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」が取りまとめられました。

その中においては、「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指すものであるとされています。さらに、厚生労働省においては、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとして、今後の改革を進めていくものと謳われています。

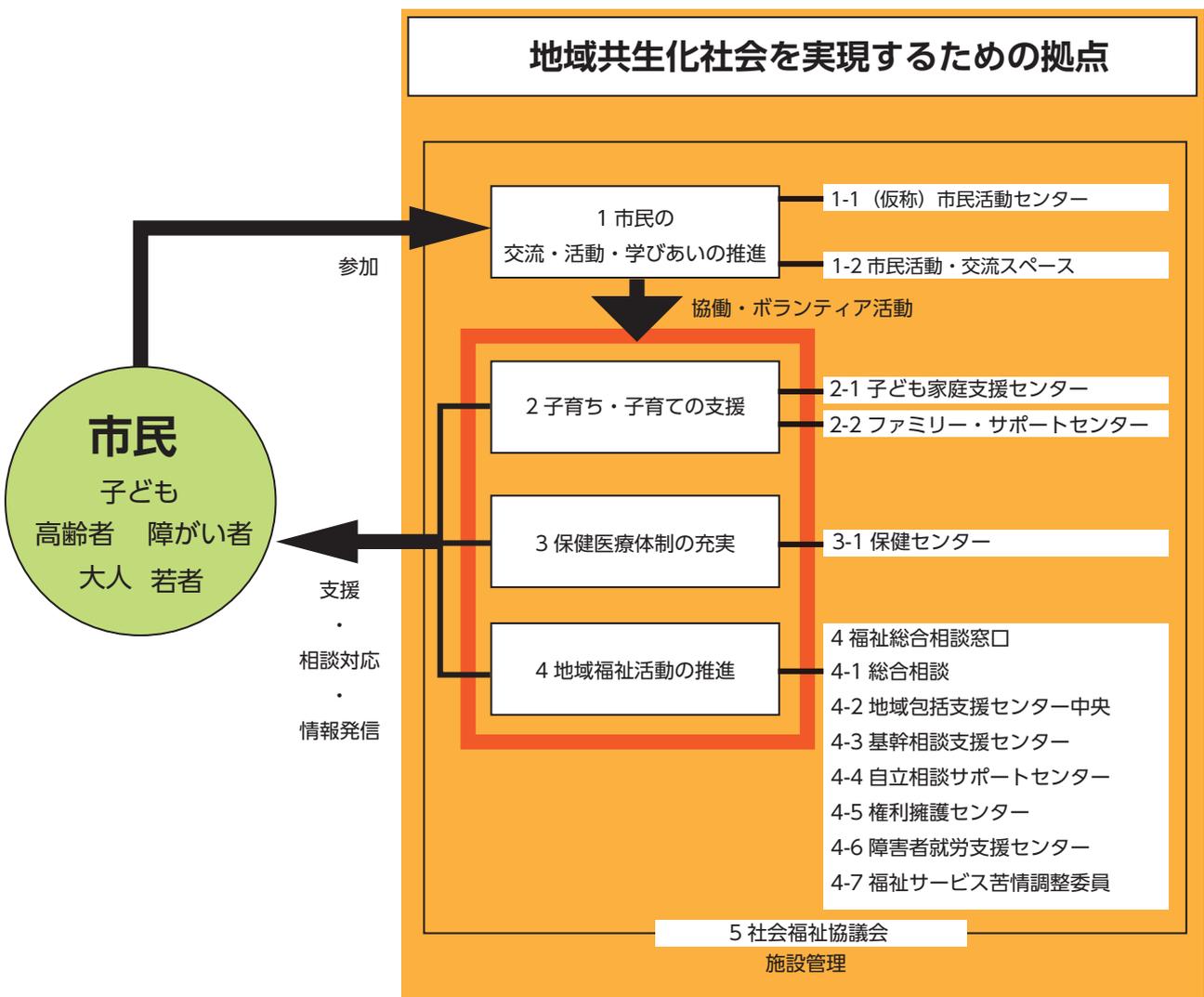
「地域共生社会」実現の全体像イメージ(たたき台)



■基本理念

- 1.市民の交流・活動・学びあいの推進
- 2.子育て・子育ての支援
- 3.保健医療体制の充実
- 4.地域福祉活動の推進

以上4つの理念を柱とした、地域共生社会を実現するための拠点として機能する施設を目指します。



※基本理念の図がいくつもあってわかりづらい。機能の対応表と理念の図を合わせた上記のような図でいかがでしょうか。

■各機能詳細

1.市民の交流・活動・学びあいの推進

地域が抱える課題、そこに住む手助けを必要としている人々に対し、市民自らが自身の持つ能力を発揮し、主体的に地域を支え合える共生の社会作りを目指すため、多様な市民の交流や市民活動を支援し、地域における福祉をはじめ、その他様々な社会問題に対する課題の学びとして、講座、研修などの企画を行います。また行政と市民の協働の推進のための相談や支援を行います。

※ボランティア・市民活動センターと市民協働支援センターはそれぞれ同じような団体・個人への支援を想定し、それぞれ緊密な連携を必要としているため、一つの機能にまとめて整備する案。

1-1（仮称）市民活動センター

目的：

- ・市民活動の各種支援や活動紹介、行政、団体、個人の需要と供給をつなぎ、市民がまちづくりや人づくりに積極的に関わることのできる環境を整備します。
- ・震災等による大規模災害発生時には、災害ボランティアセンターを設置し、その活動拠点としての機能も有します。

対象：ボランティア活動団体、その他市民、市民活動団体、行政等

想定スペース：●事務室 ○会議室 ○市民活動・交流スペース ○作業室 ○物品貸出スペース ○印刷室

※市民検討委員会では、今後、（仮称）子ども保健福祉総合センター全館を災害時に機能転換する方法を検討の必要性ありとの意見あり

1-2 市民活動・交流スペース

相互理解を促進し、高齢者や障害者を含むすべての人々が世代を超えて交流、活動出来るよう、あらゆる市民が集える各種イベント、会議、福祉と健康に関する講演会・講座・研修等を実施できる場を目指します。

対象：ボランティア活動団体、市民活動団体、行政、その他市民、市外の方

多目的室 マルチスペース 福祉ショップ 喫茶コーナー

畳小上がりなど多世代交流スペース 調理室

スペースは無料、有料を含む

2.子育て・子育ての支援

2-1子ども家庭支援センター

地域の子育て家庭を支援し、子どもとその家族が安心して健康に生活することができる地域づくりを目指します。

- ・ 市内に居住する満 18 歳未満の児童と保護者
- ・ 地域で子育てに関わる活動をする者又はこれから活動しようとする者
- ・ おおむね6歳までの就学前児童とその保護者(親子あそびひろば)

想定スペース：事務室 相談室 ひろばスペース 保育室

会議室 市民活動・交流スペース 作業室

2-2ファミリー・サポート・センター

地域における一時保育等の育児に関する相互援助活動を支援することにより、市民が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、子育て家庭の福祉の増進に寄与する。

ファミリー・サポート・センターの会員(援助活動を行う者(協力会員)と援助活動を受ける者(依頼会員)が、その会員相互による援助活動を行う会員組織)

想定スペース：事務室 会議室 多目的スペース 作業室

3.保健医療体制の充実

健康教育や健康診查をはじめとする成人保健事業や食育事業を実施するほか、子育て世代に対しては妊婦面接事業をはじめとする母子保健事業と子育て・子育て支援事業との連携による切れ目のない支援を行います。

3-1保健センター

目的：

- ・各種健康診査や予防接種といった保健衛生事業の実施
- ・健康教育や健康づくりに関する講座等の実施
- ・妊娠・出産・育児に係る子育て世代が抱える不安や健康保持への切れ目のない支援の実施

対象：成人、妊産婦、乳幼児等

想定スペース：●事務室 ●各種健康相談室等(健康診断会場) ●検査室・消毒室

○会議室 ○多目的スペース ○作業室

4.地域福祉活動の推進

※総合相談窓口と各種相談センターの機能を一体にして複合相談窓口にする案

年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての方を対象に、各々が抱える生活課題に対し、課題解決に向けたアドバイスを行ったり、適切な機関へつなぐ専門員の配置及び福祉と健康に関する制度案内、講演会・研修等企画の紹介等の情報発信機能を果たす「福祉総合相談窓口」を設置。

4-1総合相談

目的:

地域の福祉相談を包括的に把握し、問題解決のために各連機関につなぎ、継続的に相談者の問題に寄り添うことの出来る機関を目指す

- ・相談者自身が抱える生活課題を整理できず、適切な相談機関がわからない方と行政等をつなぐコーディネート機能
- ・福祉と健康に関する制度案内や各種事業・関係するNPO団体等の活動情報の発信

対象：生活問題をかかえる相談者全般

想定スペース：●事務室 ●相談室 ○会議室

4-2 地域包括支援センター中央（高齢者相談支援センター）

目的：

高齢者の生活を包括的に支援するため、高齢者本人や家族、地域住民、ケアマネジャーなどから受けた悩みや相談を、適切な機関と連携し、住みなれた地域で安心して暮らしていけるように、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から、高齢者やその家族を支えることを目指す。市内中央地域の地域包括センターとして機能しつつも、他の4つの地域包括支援センターの情報を統括し、高齢者支援のための包括的な連携をはかるための拠点として創設。

対象：生活問題をかかえる高齢者・高齢者の支援を必要とする家族、その他の相談者

想定スペース：●事務室 ●相談室 ○会議室

4-3 基幹相談支援センター（障害者相談支援センター）

目的：

障害者に関する地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の関係機関と連携しながら障害者の総合相談、専門相談を行う。

対象：身体障害・知的障害・精神障害を抱える当事者・障害者の支援を必要とする家族、その他の相談者

想定スペース：●事務室 ●相談室 ○会議室

4-4 小金井市生活困窮者自立支援事業（自立相談サポートセンター）

目的：

生活困窮者の自立に向け、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を

行うとともに就労その他の支援体制を構築する。

対象：

経済的な困窮により、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある当事者や、その支援を必要とする相談者

4-5 福祉サービス総合支援事業(小井市権利擁護センターふくしネットこがねい)

目的：

福祉サービスの利用に際しての相談、成年後見制度の利用相談、福祉サービスの利用援助、福祉サービスの利用に際しての苦情対応等を総合的かつ一体的に実施するための体制を整備する。

対象：

市内在住の高齢者及び障害者当事者や、その支援を必要とする相談者

●事務室 ●相談室 ○会議室

4-6 障害者就労支援事業(障害者就労支援センター)

障がい者の一般就労の機会の拡大を図り、障がい者が安心して働き続けられるための相談、支援を行う。

対象：

- ・ 一般就労を希望する在宅の障がい者(児)またはその家族
- ・ 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等の福祉的就労に就いている障が

い者(児)または家族

- ・ 企業、事業所等に在籍している障がい者(児)等 または家族

想定スペース：

●事務室 ●相談室 ○会議室 ○作業室←素案には作業室が入っていない。必要では？

4-6 小井市福祉サービス苦情調整委員(福祉オンブズマン)

福祉サービスに関する苦情に公正かつ中立の立場で迅速に対応し、福祉サービス に対する市民の信頼性を高めるとともに、福祉の一層の向上を図る。

対象：

市が実施し、または関与する福祉サービス利用者

想定スペース：

●事務室 ●相談室 ○会議室

5.小金井市社会福祉協議会

小金井市社会福祉協議会は（仮称）子ども保健福祉総合センターの管理運営主体の候補となります。小金井市社会福祉協議会(以下「市社協」といいます。)は、社会福祉法第109条の 規定により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられており、 地域福祉活動を推進する体制づくりとして「小金井市保健福祉総合計画」においても市と の連携強化を図ることとしています。地域福祉を推進し、新施設の機能を更に高めるため にも、中核となる組織である市社協の事務室等を(仮称)新福祉会館へ併設します。

また、市と市社協は、地震その他の災害が発生した場合において、効果的な災害ボラン ティア活動に関する支援が行えるよう相互に連携することを目的とした「災害時における ボランティア活動支援に関する協定書」を締結しています。

小井市社会福祉協議会(事務室等)

地域福祉活動の推進、（仮称）子ども保健福祉総合センターの運営管理

●事務室 ●相談室 ○会議室 ○作業室

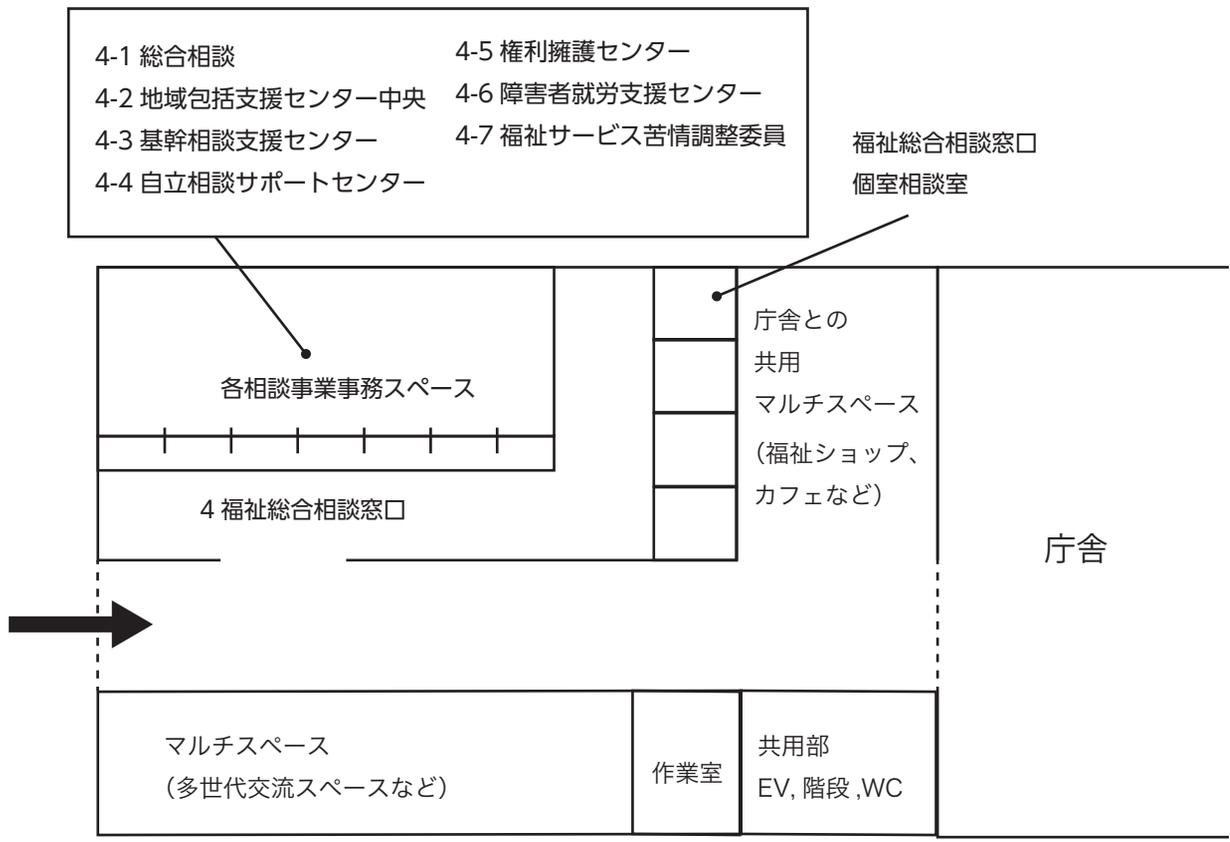
※小金井市社会福祉協議会を管理運営する団体として想定することがほぼ決まっているの であれば、明記してはどうでしょうか。

※業務実績については、新施設での形態が現状とかなり変更になる可能性もあるので、検 討時には必要であったが、計画案には記述しなくても良いのでは。

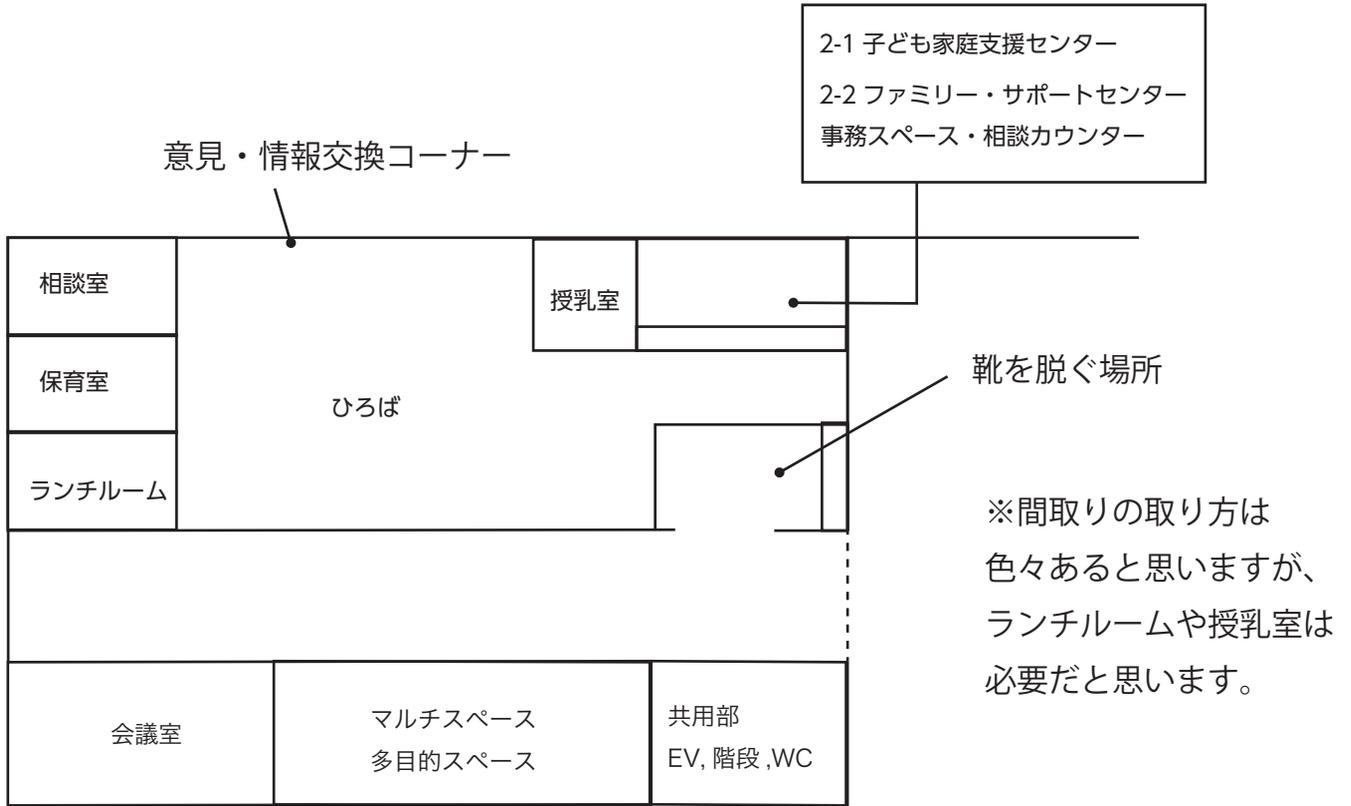
※現業務形態の運営形態については、今後またそれぞれの機能で検討しなおす必要もあると思われるので、記述しなくて良いのでは

※対象：当事者やその支援を必要とする相談者という記述

当事者、家族、また近隣などに住んでいる方で問題を発見した方なども相談にこられるという意味合いを含めています。

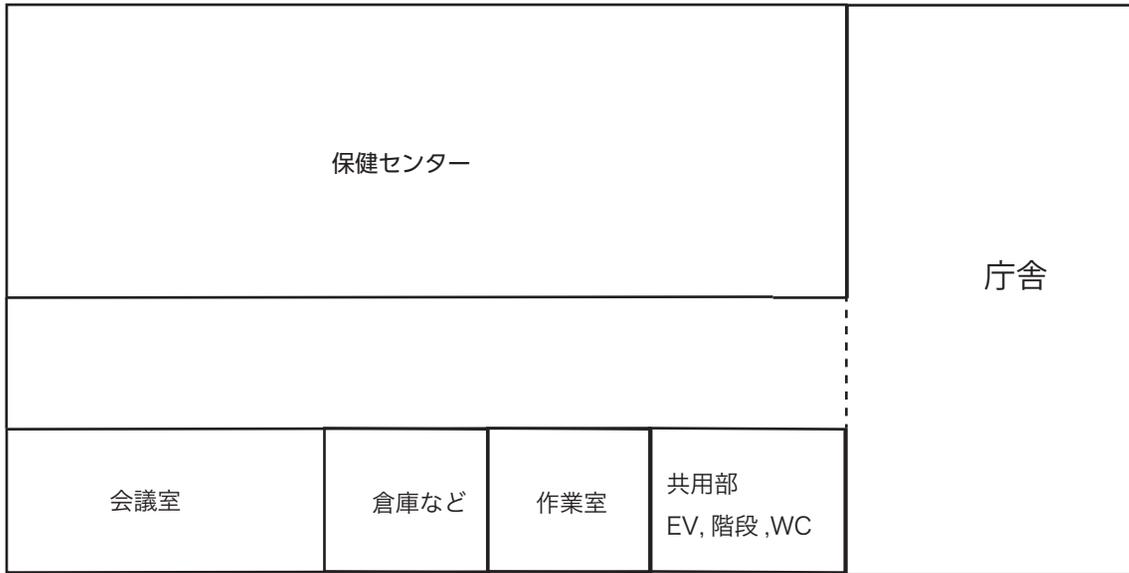


1F

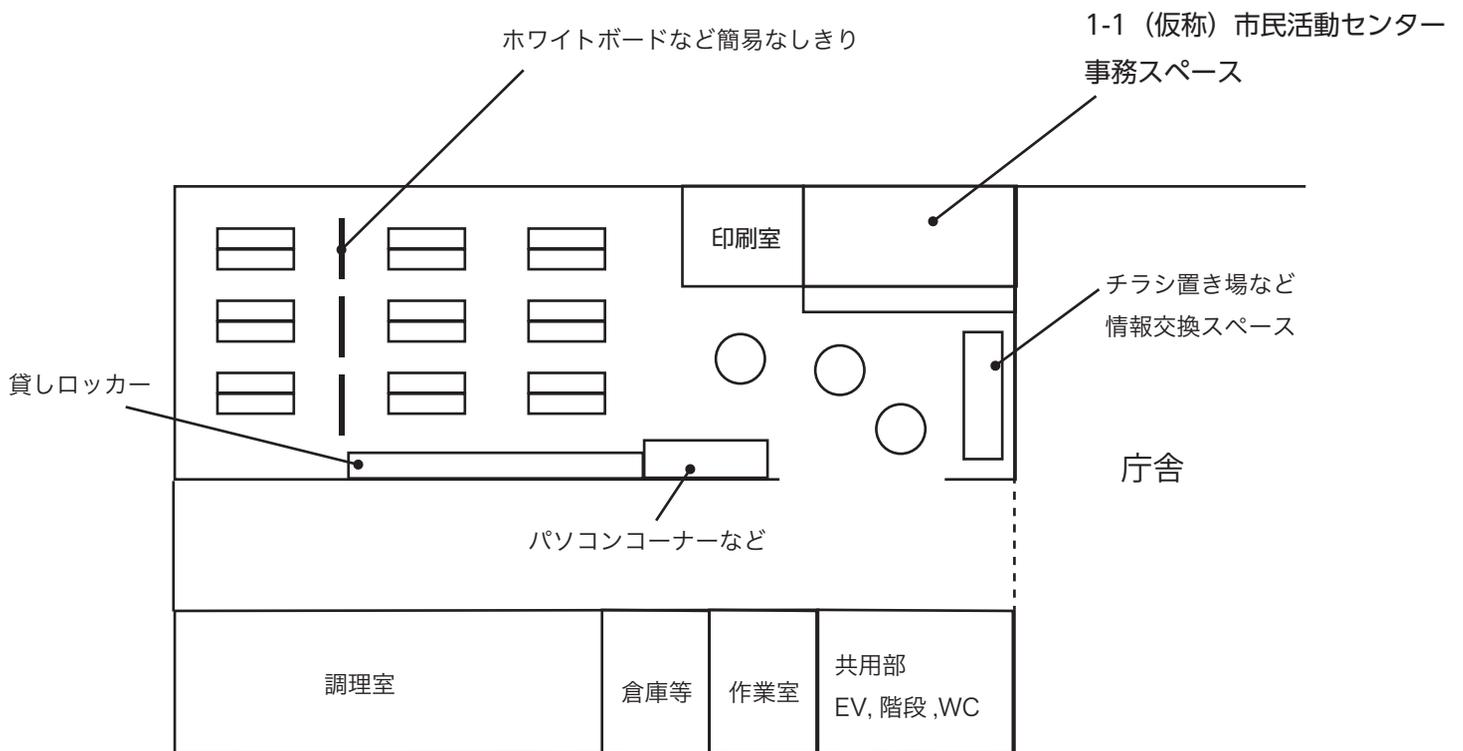


2F

※ゾーニングイメージ図1
諏訪問案 1016
(面積は正確ではありません)



3F



4F

※ゾーニングイメージ図2
 諏訪間案 1016
 (面積は正確ではありません)

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。

